

改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する
自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式
調達仕様書

令和5年8月
こども家庭庁支援局
家庭福祉課

第1 調達内容

1 調達件名

改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式

2 契約の期間

契約締結日～令和6年3月31日

3 調査の目的

令和4年6月の児童福祉法改正により、措置解除者等の実情を把握し、必要な援助を行うことが、都道府県が行わなければならない業務として位置づけられることとなった。また、児童養護施設等に入所等していた者が十分な支援を受けて安定した生活を送ることができるよう、住居の提供や相談支援などの自立支援を行う児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化等を行うとともに、措置解除者等やこれに類する者に対して、相互交流ができる場の提供や、自力で生活していくに当たって必要な情報の提供、就労等に関する相談支援、障害福祉等の福祉サービスや就労支援サービス、職業訓練や医療機関等へのつなぎ等の支援を行う拠点を設置する社会的養護自立支援拠点事業が児童福祉法上に位置づけられた。

また、令和4年度の調査研究事業「児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究」においては、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン(案)」を作成したところ。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行を円滑に進め、施策を効果的に実施するためには措置解除者等の実情把握とともに、社会的養護経験者等の自立に向けた支援などの自治体における現在の取組や地域の特性、ニーズの動向などの実態を把握し、適切な支援内容等の検討を進める必要がある。このため、本調査研究では、今後の施策の策定及び普及に必要なデータを収集・分析し、施策に反映させることを目的とする。

第2 調査研究事業の内容

「改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式」を円滑に実施するため、受託者において、次に掲げる1から3までの業務を行う。なお、これらの業務の実施に当たっては、企画・立案の段階からこども家庭庁と協議を行うものとする。

1 有識者等から助言等を受ける機会の確保（委員会方式やヒアリング等の実施）

業務の実施に当たり、社会的養護経験者、有識者、自治体関係者、施設等退所者支援関係者、施設関係者及び里親会等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を確保すること。有識者の数は10名程度とし、その選定及び助言等を受ける機会（委員会方式又はヒアリング等）については、こども家庭庁と協議の上、決定する

こと。以下、2～3の実施にあたり、十分に助言等を受ける機会を確保すること。

委員の委嘱、日程調整、会場確保、資料作成・印刷、謝金・旅費交通費の支払い等は受託者が行うものとし、検討委員会の開催費用等（会場借料・印刷代等）についても本事業に含むものとする。なお、会場借料、謝金、旅費については以下の点に留意し、予算の範囲内で本契約とは別に支払うこととしており、契約締結後、所要見込み額を提出するものとする。

- ・ 旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料）については、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）」に準じた金額とする。
- ・ 謝金については、「謝金の標準支払基準（平成21年7月1日各府省等申合せ）」に記載されている基準に準じた金額とし、別添のとおりとすること。

※ 時間単位を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は、原則として日額を適用する。

※ 時間単価を適用する場合の支払い単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間と見なす。

2 社会的養護経験者等に対する自立支援の実態等に関する調査

先行する調査研究の結果や令和4年度に実施した調査研究においてとりまとめられた「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン(案)」等も踏まえ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）や児童養護施設等に対して、以下の調査を実施し、データのとりまとめ、課題の整理、分析を行う。

① アンケート調査

都道府県等、児童養護施設等、社会的養護自立支援事業所等に対して調査票を送付し、回答の回収、集計及び分析を行う。アンケートの調査項目の例は、以下のとおりであるが、1による有識者等の助言を踏まえ、こども家庭庁と協議の上、決定すること。

（調査項目例）

- ・ 社会的養護経験者等に対する支援内容・支援体制の実態
- ・ 児童相談所・医療機関・就労支援機関その他関係機関との連携の実態
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置について
- ・ 都道府県等における社会的養護経験者等の効果的な実情把握の方法や支援へのつなぎ 等

② ヒアリング調査

アンケート調査の結果や1による有識者等の助言も踏まえ、ヒアリング調査を行うこと。調査の対象は、都道府県等や児童養護施設等、社会的養護自立支援事業者等から5か所以上選定することとし、オンラインで行うことも可能とする。

3 報告書の作成

調査、検討の結果等をまとめた報告書を作成すること。なお、報告書には、「社会的

養護経験者等への支援に関するガイドライン(案)」をブラッシュアップしたものも盛り込むこと。なお、ガイドライン(案)のブラッシュアップにあたっては、ガイドライン(案)に記載されている社会的養護自立支援拠点事業や社会的養護自立支援協議会の機能、また個別支援計画や個別記録について、都道府県等や児童養護施設等、社会的養護自立支援事業所等関係者の意見を聞き検討を深めること。加えて、都道府県等が行うこととされた措置解除者等の実情把握についても、その方法や内容について先行自治体等の事例をもとに検討を深めること。また、報告書の作成にあたっては今後こども家庭庁にて公布予定の関連政令・府令・通知等の内容を反映すること。

第3 納入成果物

1 納入成果物

令和6年3月22日までに、今後の社会的養護経験者等に対する自立支援のあり方に関する資料等をまとめ、こども家庭庁HPに掲載する形にまとめた報告書を作成し、作成データを含め、納品する。

※報告書提出部数：電子媒体及び紙媒体 20部

2 納入形態

受託者は納入時に、日本語で作成した指定のドキュメントを紙及び外部記憶媒体(CD-RまたはDVD-R)により、提供すること。

紙のサイズは、A4判を原則とする。図表については、必要に応じてA3判を使用することができる。

電子媒体等に保存する形式はMicrosoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式とすること。ただし、担当職員が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

3 納入場所

こども家庭庁支援局家庭福祉課

4 調達担当課及び連絡先

東京都千代田区霞が関3-2-5

こども家庭庁支援局家庭福祉課社会的養育支援係

03-6859-0174

第4 作業を進めるに当たっての留意事項

- (1) 本調査を進めるに当たって、仕様書の記載を基本としつつ、具体的な内容に疑義等が生じた場合は、こども家庭庁が実施する社会的養護関係施策の取組を考慮しながら、受託者からの独自の提案も加味し、委託者と受託者が調整の上、決定すること。

- (2) その後も担当職員の求めに応じて分析結果等を報告すること。
- (3) 本調査を進めるに当たって必要となる検討委員会名簿等の情報については、委託契約締結後速やかに受託業者に提示するものとする。

第5 作業体制及び進捗管理

(1) 作業体制

本調査の実施に当たって適切な作業体制を確保すること。各作業段階にて必要な人員、当該人員の保有する資格・実績等を明らかにするとともに、人員の欠如や変更の際は、同水準の体制を確保し、担当職員の承認を得ること。

(2) 進捗管理

受託者は、担当職員に進捗管理表を提出すること。担当職員が了承した進捗管理表に基づき、各作業内容の状況把握及びスケジュール管理を行うこと。進捗管理表には、作業名、委託者・受託者作業区分、責任者、発生する成果物、作業の開始日・完了予定日・完了日・完了基準等を記載すること。

各作業段階の進捗状況に関する定期的な報告会を担当職員との間で開催し、作業の報告を行うこと。報告会では、対象とする作業期間に予定していた全ての作業内容についての進捗を報告すること。

計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、担当職員の上承を得た上で、これを実施すること。

第6 検査

本調達仕様書「第3.1 納入成果物」に則し納入成果物を提出すること。その際、こども家庭庁の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（写真等）を、納入成果物と併せて提出すること。

検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、令和6年3月31日までに修正が反映された全ての納入成果物を納入するものとする。

本調達仕様書「第3.1 納入成果物」以外にも、必要に応じて成果物の提出を求められる場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態を保っておくこと。

第7 その他

(1) 知的財産等

① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、受託者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、こども家庭庁が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべてこども家庭庁に帰属するものとする。

② 本件に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前にこども家庭庁へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専らこども家庭庁の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、こども家庭庁は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(2) 再委託

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- ② 受託者は、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託することはできない。
- ③ 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、原則として予め再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに契約金額等について書面により申し出た上で、こども家庭庁の承認を得なければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- ④ 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、こども家庭庁に対しすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(3) 機密保持

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で担当職員が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び受託者が作成した情報を、本委託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 個人情報の保護及びデータの機密を厳守する必要があることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するとともに、プライバシーマークを取得していること。
- ③ 受託者は、本委託業務を実施するにあたり、担当職員から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・ 複製はしないこと。
 - ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかにこども家庭庁に返却すること。
 - ・ 受託業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類をこども家庭庁へ提出すること。

(4) 立入調査の実施

本業務の履行状況を監督するため、こども家庭庁担当者が、履行開始時（契約後約1月以内）に受注業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

(5) 事業担当部局における進捗管理及び問題発生時の対応のあり方

作業の進捗状況等を報告するため、こども家庭庁の担当職員との会議を定期的に行うこと。

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（連絡先）支援局家庭福祉課 03-6859-0174

(6) 契約履行後のデータ廃棄

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又はこども家庭庁から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙「里親支援センターの第三者評価のあり方に関する調査研究業務一式に係るデータ等の利用後の廃棄について」をこども家庭庁に提出すること。

(7) 遵守事項

- ① 受託者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を遵守し、本業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備すること。
- ② 担当職員へ提出する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(8) 作業場所

受託業務の作業場所は、本件を実施するに当たって適切な場所を確保すること。

(9) 業務に関連する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(10) 環境への配慮

本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めること。また、受託者側の内部の業務においても同様の配慮を行うことが望まれる。

(11) その他

- ① 受託者は、当該調査によって取得した情報を他の者に漏らしてはならない。
- ② やむを得ない事情により本調達仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、担当職員の承認を得ること。
- ③ 本調達仕様書に記載されていない事項は、担当職員と協議すること。
- ④ 早急な対応を求めることもあるため、対応できる体制を整えること。

謝金の単価について

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単位	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・ 役員級	知事・市町村長
②	9,700	大学副学長級			
③	8,700	大学学部長級			
④	7,900	大学教授級1		工場長級	部長級
⑤	7,000	大学教授級2	12年以上	部長級	—
⑥	6,100	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	5,100	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,600	大学助手級以下1		係員1	課員1
⑩	2,600	大学助手級以下2		係員2	課員2
⑪	1,600	大学助手級以下3		係員3	課員3

留意事項

- ・ 大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めてもよい。
- ・ 弁護士や医師等の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、標準単価の中から適宜単価を選択する。
- ・ 支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。
- ・ 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は、1時間とみなす。
- ・ 国家公務員が公務として講師等を行う場合は支給しない。

